

当院の施設基準のご案内

令和5年2月1日現在

■当院は「保険医療機関」です。

保険診療で受診される際は、保険証をご提示ください。

■初診料（初診料の注1）

当院は、口腔内で使用する歯科医療機器などについて、患者ごとの交換や、専用の機器を用いた洗浄滅菌処理を徹底するなど十分な院内感染防止対策を講じています

■クラウン・ブリッジの維持管理

当院で装着した冠やブリッジについて、2年間の維持管理に取り組んでいます。異常があればそのままにせずお早めにお知らせください。冠やブリッジが外れた時には捨てずにお持ちください。

■義歯を6ヶ月再製作できない取り扱い

入れ歯（同一のもの）を新しく作った後、6ヶ月間は新たに作り直すことはできません。他医院で作った入れ歯についても同様です。

■CAD/CAM

歯科用CAD/CAM装置を用いて、前歯及び小臼歯に白色の冠を作製しています。

- 第一大臼歯にも適用できる場合があります。
- 金属アレルギーの患者様はご相談下さい。

■通院が困難な患者さまには訪問歯科診療を行っています。

（歯科訪問診療料の注13に規定する基準）

在宅等において療養をおこなっており、疾病・傷病のため通院による歯科治療が困難な場合には、ご自宅や入所されている施設または病院にて、訪問歯科診療を行います（一部介護保険算定あり）。

■個人情報保護に努めています

問票、診療録、検査記録等の個人情報は治療目的以外には使用いたしません。

■当院では明細書を発行しています

明細書の発行をしております。

上記の施設基準について届出をしています

西浦和きらり歯科

当院は

『歯科外来環境体制』

の条件を満たした診療所です

歯科医療機関は、患者様が不安や緊張・様々な身体的ストレスなどによって治療中に体調が悪くなるなど万一の緊急事態が起こった場合、適切に対応できなければなりません。

歯科外来環境体制の基準

- ・ 歯科医師が指定された安全対策に関する研修を終了している。
- ・ 1名以上の常勤歯科衛生士が勤務している。
- ・ AED、パルスオキシメーター、血圧計等の救命救急の器具や薬剤などを常備している。
- ・ 細菌等の飛沫を防ぐための口腔外バキュームを設備している。
- ・ 器具の滅菌等、院内感染防止対策をしっかりと行っている。
- ・ 感染症を持った患者さんに対応できる設備やシステムを整備している。
- ・ 緊急時に円滑な対応ができるよう別の医療機関と連携体制が整っている。

歯科外来診療環境体制とは、そのような基準を満たしていることを厚生労働省地方厚生局に届出て、認可を得ている歯科医療機関であることを示し、その数は全国の歯科医院のうちの1割程度に過ぎません。

どうぞ安心して歯科治療に通院してください。

* 当院の緊急時連携医療機関（大学病院）

東京歯科大学水道橋病院